第51回定時株主総会招集ご通知添付書類　第51期（2015年10月期）事業報告

2014（平成26）年11月1日から2015（平成27）年10月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、積極的な経済政策や金融政策の継続により、企業収益は好調に推移、所得雇用環境の改善から国内景気は回復基調で推移し、個人消費にも持ち直しの動きがみられましたが、海外経済の下振れリスクなど先行きは弱含みで、その動きは緩慢なものでありました。

当社グループが関連する建設業界におきましては、公共投資は一部資材価格の値下がりや、労務費の上昇が一服したことも手伝い、震災復興事業や防災・減災事業により引き続き堅調な状況が続きました。民間設備投資は改善した企業収益により持ち直し感があるものの、先行きの不透明感や慎重姿勢から低調な状況が続きました。このような状況下において、当社グループの顧客である建設業者は、大手業者を中心に総じて業績が大きく改善されました。

当社グループでは企業価値向上のため、中期経営計画（平成26年度～平成28年度）の諸施策に基づく重点項目の推進に努めました。主たるマーケットである国内においては、首都圏をはじめとして手薄な地域での拠点拡充と適正な資産配置を行い、また、将来的な国内の建設市場の変化を見据えて海外戦略も積極的に推進いたしました。

2015（平成27）年10月期の連結業績につきましては、連結売上高は1,332億92百万円（前年同期比6.2%増）となりました。利益面につきましても、営業利益は162億70百万円（同1.1%減）、経常利益は161億64百万円（同0.5%増）となりました。また、当期純利益は95億57百万円（同2.8%増）となりました。

セグメント別の概況については次ページのとおりであります。



（注）本事業報告には写真やグラフ、図などご参考となる資料を掲載しております。
ご参考資料には、本注釈と同系色（橙色）の罫線や地色を配しています。

第51期事業報告

建設関連事業

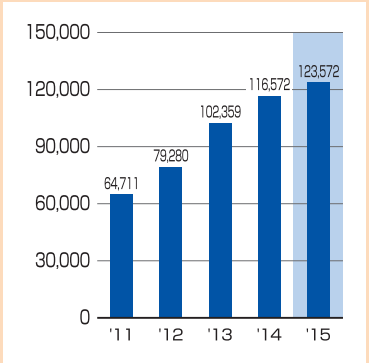
当社の主力事業である建設関連におきましては、首都圏での再開発工事や民間設備投資が一部で活発化したことに加え、本格化した震災復興工事や除染関連工事により建機レンタルの需要は好調に推移いたしました。一方で、前期のような補正予算関連工事が無かった地域においては厳しい事業環境となりました。

同事業における地域別売上高の前年同期比は、北海道地区9.5%減、東北地区19.7%増、関東信越地区4.8%増、関西中部地区2.0%増、九州沖縄地区1.5%減でありました。復興需要のあった東北と、再開発事業の多かった関東信越地区を中心に伸長する結果となりました。
また、中古建機販売につきましては、適正な資産構成を保つため、一定期間を経年した機械については計画的に売却を進めたことから、売上高は前年同期比26.6%増となりました。

以上の結果、建設関連事業の売上高は1,235億72百万円（前年同期比6.0%増）、営業利益は155億92百万円（同2.0%減）となりました。

ご参考

建設関連事業の売上高　単位：百万円

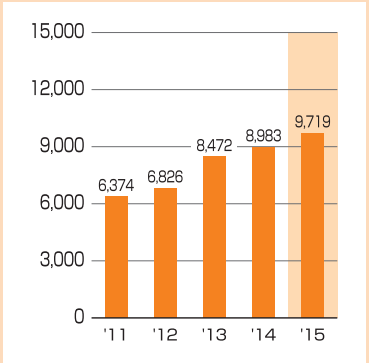


その他の事業

その他の事業につきましては、鉄鋼関連、情報通信関連ともに堅調に推移したことから、売上高は97億19百万円（前年同期比8.2%増）、営業利益は3億1百万円（同39.4%増）となりました。

ご参考

その他の事業の売上高　単位：百万円



セグメント別売上高

（単位:百万円）

セグメント別	第50期 2014年10月期	第51期 2015年10月期	前年同期比増減率（%）
建設関連事業	116,572	123,572	6.0
その他の事業	8,983	9,719	8.2
合　　計	125,555	133,292	6.2

ご参考

カナモトアライアンスグループ事業系統図



(注) ①連結子会社及び関連会社に対して持分法は適用しておりません。 ②➡はレンタル・サービスの提供、製品の販売を表します。
③青色は連結子会社、橙色は非連結子会社、緑色は関連会社を表します。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額30億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

② 設備投資

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資は総額276億39百万円で、その内訳はレンタル用資産の購入が230億13百万円、営業所の新設・移転・増設など社用資産投資額が46億26百万円であります。

当企業集団における主な事業所の新設

株式会社カナモト

仙台北営業所（宮城県黒川郡）　日立営業所（茨城県日立市）　東北機械整備センター（仙台市宮城野区）
北海道地区広域営業部（札幌市中央区）　平取機械センター（北海道沙流郡）　敦賀営業所（福井県敦賀市）
三郷営業所・東京小型機械センター（埼玉県三郷市）

当企業集団における主な事業所の閉鎖

株式会社カナモト
織田営業所（福井県丹生郡）

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割
該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け
該当事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継
該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分
当社は2015（平成27）年7月31日付で有限会社ヱーワ商会の全株式を取得し、同社は当社の子会社（非連結）となりました。
また、当社は2015（平成27）年10月1日付で当社が保有する株式会社カナモトエンジニアリングの全株式を株式会社トラスト・テックに譲渡いたしました。

（3）直前3事業年度の財産及び損益の状況

区　分		第48期（2012年10月期）	第49期（2013年10月期）	第50期（2014年10月期）	第51期（2015年10月期）（当連結会計年度）
売上高	（百万円）	86,106	110,831	125,555	133,292
経常利益	（百万円）	5,932	11,073	16,078	16,164
当期純利益	（百万円）	3,575	5,809	9,299	9,557
1株当たり当期純利益	（円）	108.88	175.50	258.02	266.27
総資産	（百万円）	137,343	169,250	188,491	202,919
純資産	（百万円）	41,399	56,192	65,513	71,998
1株当たり純資産額	（円）	1,221.56	1,513.49	1,758.24	1,969.16

(4) 対処すべき課題

当社グループの主力事業が建機レンタルであることから、国内建設投資の多寡によって業績が大きく左右されない事業領域、資産保有規模、資産構成を追求することにより、強靭な収益体制ときめ細かい営業体制を構築する必要があります。

① 人材育成と、グループ、アライアンスの強化

建機レンタル業界においては、業者間競争の激化により、この数年で一段と峻別・淘汰が進むと想定されます。建機レンタル業界の主導的企業としてふさわしい知識とスキルを持つ社員育成に努め、さらに国内、海外の事業拡大に即応した人材教育を図ります。
また、事業領域、エリアの拡大にはグループ企業との連携、アライアンス企業との関係強化は必須であり、総合的な企業活力の充実に努めてまいります。

② 財務戦略の強化

レンタル用資産、社用設備等の投資計画を踏まえつつ、タイムリーかつ最適な資金調達を図るとともに、資産の流動化等も取り入れ、資金効率の向上を図ることで、極力、有利子負債の圧縮を推し進め、財務内容の改善に努めてまいります。

③ コスト削減の継続

資産導入にあたっては徹底したベンチマーク制度をとっていますが、さらに資産運用方針に基づくメンテナンスコストの適正化を実現することで資産価値の維持を図ります。

④ 海外拠点管理の強化

海外展開の推進に合わせ、営業面の強化はもちろん、資産管理、業績管理等の管理体制の強化に努めてまいります。そのための人材配置、人材育成の体制を早急に構築してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2015年10月31日現在)

事業内容	主な取扱商品
建設関連事業	建設用機械・器具、建設用仮設資材、建設用保安用品、仮設ユニットハウス等のレンタル・販売
その他の事業	型鋼、鋼板、丸棒等鉄鋼製品の販売、請負工事、コンピュータ等のレンタル・販売

(6) 企業集団の主要拠点等 (2015年10月31日現在)

① 主要な営業所及び工場の状況

当社は、本社管理本部を札幌市中央区に置き、営業統括本部を東京都港区に置いております。
なお、主要な営業所の数は下記のとおりであります。

地域別事業所数 (非営業部門は除く)

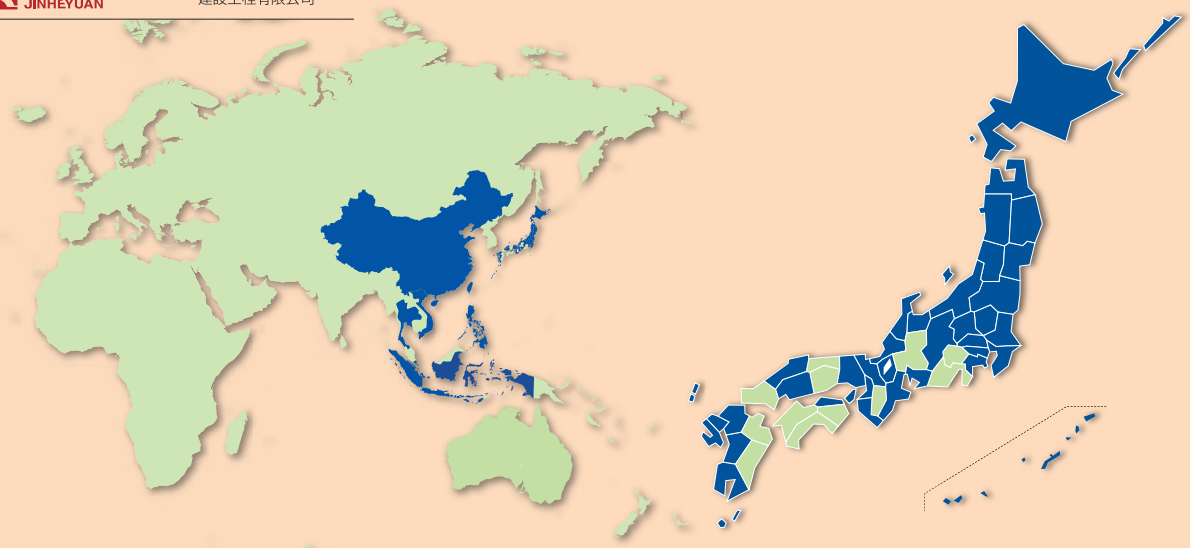
	地域名	建設関連事業		その他の事業	
		当社単独	連結子会社	当社単独	連結子会社
国内	北海道	64	19	3	0
	東　北	53	11	0	0
	関　東	30	22	1	0
	中　部	17	9	0	0
	近　畿	5	14	0	0
	中　国	2	2	0	0
	四　国	1	1	0	0
	九　州	0	32	0	0
海外	中　国	0	7	0	0
合　計		289		4	

ご参考

kanamoto ALLIANCE GROUP

カナモトアライアンスグループ

ASSIST	株式会社アシスト
KANATECH	株式会社カナテック
KANKI	株式会社カンキ
九州建産	株式会社九州建産
第一機械産業	第一機械産業株式会社
東洋工業	東洋工業株式会社
UNITE	ユナイト株式会社
金和源 JINHEYUAN	上海金和源建設工程有限公司
kgf 株式会社KGフローテクノ KG Flowtechno Co., Ltd.	株式会社KGフローテクノ
kgm shanghai 上海可基机械设备有限公司 Shanghai KG Machinery Co., Ltd.	上海可基机械设备有限公司
kanamoto Hong Kong 金本(香港)有限公司 Kanamoto (HK) Co., Ltd.	金本(香港)有限公司
kanamoto & JP Nelson EQUIPMENT (S) PTE. LTD.	Kanamoto & JP Nelson Equipment (S) PTE. Ltd.
KNK MACHINERY&EQUIPMENT CORPORATION	KNK MACHINERY&EQUIPMENT CORPORATION
kanamoto INDONESIA	PT Kanamoto Indonesia
kcfh	KANAMOTO FECON HASSYU CONSTRUCTION EQUIPMENT RENTAL JSC
エーワ商会	有限会社エーワ商会
株式会社 朝日レンタックス ASAHI RENTAX	株式会社 朝日レンタックス
skc Siam kanamoto co. ltd. บริษัท สยามคานาโมโต้ จำกัด	SIAM KANAMOTO CO., LTD.
KOT 小松土木通商	株式会社小松土木通商
com supply	株式会社コムサプライ
SUGA スガキカイ	菅機械工業株式会社
町田機工	町田機工株式会社



カナモトアライアンスグループの営業拠点は国内は346拠点、海外も合わせると360拠点

② 企業集団の使用人の状況

	使用人数(名)
建設関連事業	2,272
その他の事業	36
全社（共通）	157
合　　計	2,465

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、役員、嘱託、臨時社員を含んでおりません。
2. 使用人数合計は前連結会計年度末に比べ126名増加しております。
3. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

③ 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,676名	93名増	37.5歳	10.8年

(注) 使用人数は就業人員であり、役員、嘱託、臨時社員を含んでおりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社アシスト	136 百 万 円	100.00	什器備品・保安用品等のレンタル・販売
株式会社カナテック	100 百 万 円	100.00	仮設ユニットハウスの設計・販売
株式会社カンキ	99 百 万 円	92.67	建設機械のレンタル・販売
株式会社九州建産	70 百 万 円	61.54	基礎機械を主力とする建設機械のレンタル・販売
第一機械産業株式会社	20 百 万 円	100.00	建設機械のレンタル・販売
東洋工業株式会社	31 百 万 円	100.00	シールド工法関連の周辺機器のレンタル ・販売
ユナイト株式会社	1,144 百 万 円	66.85	道路建機のレンタル・販売、道路工事施工
上海金和源建設工程有限公司	143,271千人民元	80.22	建設機械のレンタル・販売、建設資材の輸出入業務

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2015年10月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,292
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,151
株式会社みずほ銀行	3,671
株式会社北海道銀行	2,276
株式会社北洋銀行	2,166
株式会社七十七銀行	1,794
北海道信用農業協同組合連合会	1,527
農林中央金庫	1,304
株式会社第四銀行	1,194
株式会社秋田銀行	912

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分は、株主の皆様に対する利益還元を最重要の経営課題の一つとして位置付けております。配当政策に関しましては、今後も事業環境に関わらず一定の配当を安定して行い、さらに業績に応じてさらなる利益還元を加えていきたいと考えております。そのうえで、財務体質の強化と将来の積極的事業展開に必要な内部留保の充実を図ることを基本方針としております。当期2015 (平成27) 年10月期の期末配当は、1株当たり普通配当20円 (中間は普通配当15円、年間配当35円) を取締役会で決議しております。また、内部留保金は、レンタル用資産等の設備投資の源資として株主資本充実に充てる予定です。なお、資本政策を機動的に行えるよう自己株式買入れの体制も整えております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2015年10月31日現在）

① **発行可能株式総数**　130,000,000株

② **発行済株式の総数**　36,092,241株（自己株式752,941株を含む）

③ **株主数**　9,867名

④ **大株主（上位10名）**

株　主　名	持株数(千株)	持株比率(%)
オリックス株式会社	1,628	4.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,232	3.48
コマツ建機販売株式会社	954	2.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	935	2.64
カナモトキャピタル株式会社	915	2.59
株式会社北海道銀行	888	2.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	857	2.42
BNYM TREATY DTT 15	852	2.41
東京海上日動火災保険株式会社	802	2.27
株式会社北洋銀行	763	2.15

（注）持株比率は自己株式（752,941株）を控除して計算しております。

⑤ **その他株式に関する重要な事項**

当社は2015（平成27）年8月6日開催の取締役会決議により、2015（平成27）年8月7日から2015（平成27）年9月11日（約定ベース）の期間で市場買付けにより、自己株式700,000株を取得しました。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2015年10月31日現在）

（1）取締役及び監査役の状況

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
金本　寛中	代表取締役社長　執行役員	上海金和源建設工程有限公司董事長
金本　哲男	取締役 副社長執行役員 営業統括本部長 兼 レンタル事業部長	東洋工業株式会社代表取締役社長 ユナイト株式会社代表取締役会長 株式会社KGフローテクノ代表取締役会長 金本（香港）有限公司董事長 Kanamoto & JP Nelson Equipment(S) PTE. Ltd. 代表取締役
卯辰　伸人	取締役 専務執行役員 経理部長 兼 情報システム部管掌 事務センター管掌	
成田　仁志	取締役 執行役員　業務部長	株式会社カナテック代表取締役社長
平田　政一	取締役 執行役員 レンタル事業部副事業部長 兼 特販部長 兼 品質保証室長	
北方　敬一	取締役 執行役員　レンタル事業部部長	株式会社カンキ代表取締役社長
礒野　浩之	取締役 執行役員　総務部長 兼 社長室長	
金本　龍男	取締役 執行役員　レンタル事業部副事業部長 兼 北海道地区統括部長 兼 北海道地区仮設部長 兼 鉄鋼事業部長	
長崎　学	取締役 執行役員　レンタル事業部関東信越地区統括部長	有限会社エーワ商会代表取締役社長
麻野　裕一	取締役 執行役員　債権管理部長	
椋梨　直樹	取締役 執行役員　海外事業部長 兼 営業統括本部長補佐	
橋口　和典	取締役 執行役員 情報機器事業部長 兼 事業開発室長 兼 営業統括本部長補佐 兼 イベント営業部管掌 兼 ニュープロダクツ室管掌	
井尻　康之	取締役（社外取締役）	
野上　善弘	取締役（社外取締役）	
金本　栄中	常勤監査役	
横田　直之	常勤監査役	
橋本　昭夫	監査役（社外監査役）	弁護士
辻　清宏	監査役（社外監査役）	税理士
直井　暁	監査役（社外監査役）	公認会計士
曽我　浩司	監査役（社外監査役）	

（注）1. 取締役井尻康之氏及び取締役野上善弘氏は社外取締役であります。
2. 監査役橋本昭夫氏及び監査役辻清宏氏、監査役直井暁氏並びに曽我浩司氏は社外監査役であります。
3. 監査役辻清宏氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役直井暁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役橋本昭夫氏及び監査役辻清宏氏並びに監査役直井暁氏は、当社が株式を上場している東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬額等の総額

区　分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役	12	56
監査役(うち社外監査役)	7 (4)	29 (3)
合　計	19 (4)	85 (3)

(注) 1. 上記支給人員には2015年1月29日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 上記の支給人員には、無報酬の取締役3名(社外取締役)は含まれておりません。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等相当額162百万円(賞与を含む)は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、1991年1月24日開催の第26回定時株主総会において年額240百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2007年1月26日開催の第42回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
6. 上記の支給額には、当期に退任した監査役1名に対する退職慰労金6百万円は含まれておりません。

(3)社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職状況

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における活動状況

区　分	氏　名	活　動　状　況
取　締　役	井尻　康之	当事業年度開催の取締役会5回すべてに出席しており(出席率100%)、議案及び審議に関し必要な助言・提言を適宜行っております。
取　締　役	野上　善弘	就任以降開催の取締役会4回すべてに出席しており(出席率100%)、議案及び審議に関し必要な助言・提言を適宜行っております。
監　査　役	橋本　昭夫	当事業年度開催の取締役会5回すべてに(出席率100%)、また、監査役会8回のうち7回に出席しており(出席率87.5%)、主に弁護士としての専門的見地から、必要な助言・提言を適宜行っております。
監　査　役	辻　清宏	当事業年度開催の取締役会5回すべてに(出席率100%)、また、監査役会8回すべてに出席しており(出席率100%)、主に税理士としての専門的見地から、必要な助言・提言を適宜行っております。
監　査　役	直井　晥	当事業年度開催の取締役会5回すべてに(出席率100%)、また、監査役会8回すべてに出席しており(出席率100%)、主に公認会計士としての専門的見地から、必要な助言・提言を適宜行っております。
監　査　役	曽我　浩司	就任以降開催の取締役会4回すべてに(出席率100%)、また、監査役会4回すべてに出席しており(出席率100%)、長年の金融機関への勤務経験及び他社における常勤監査役としての経験から必要な助言・提言を適宜行っております。

(注)上記のほか、意思決定の迅速化を図るため会社法第370条の規定に基づく書面決議を25回実施しております。

⑤ 責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等を総合的に検討し、また過去の報酬実績も参考にして、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は2015(平成27)年4月23日の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定の決議をいたしました。それに伴い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についても改定を行いました。決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社は、コンプライアンスに関する規範として「倫理規定」を定め、社長を委員長とするコンプライアンス委員会の下、全社を挙げて法令・倫理規程遵守の体制を整備するとともに、当社の経営理念、社員行動基準を集約したハンドブックを全役職員に配布することでコンプライアンス精神の浸透を図っております。また、相談・通報制度として、窓口を社内外に設置し、社員等からの相談・通報を直接受けた際は、問題の早期解決を図りつつ、通報者の秘密を厳守するとともに、通報者が不利益を被ることがないよう万全の体制を期しております。なお、重要な法的課題に対しては社長直轄の組織として法務室を設置し、意思決定において適法な判断を行うことができる体制を整えております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書取扱規程、文書保存規程に則り文書等の保存を行っております。また、情報の管理は内部情報管理規程及び一般情報管理規程に則り、個人情報については個人情報保護規程及び個人情報保護マニュアルに則って対応しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社は、各部門が所管業務に付随するリスクを認識、評価する仕組みを整備し、事前に予防する体制を構築しております。各部門の権限と責任を明確にし、取締役会の下、組織横断的にリスク管理の状況を監督し、新たなリスクを発見できる体制を構築しております。また、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生、又は発生するおそれが生じた場合は、「有事対応マニュアル(コンティンジェンシー・プラン)」に基づき適切に対応するとともに、再発防止策を講じます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略・事業計画の執行及び監視に関する意思決定を機動的に行っております。当社の取締役会では、子会社の財務状況その他の重要事項の報告を受けております。経営計画は、次期事業年度及び中期の計画を立案し、具体的数値に基づいた全社的な目標を各部門の責任者に明示しております。各部門では部門目標を設定し、達成に向けて、進捗管理と具体的施策を実行しております。また、当社は、経営の意思決定の迅速化を図りつつ、監督責任と執行責任を明確化するため執行役員制度を導入し、各執行役員は取締役会から示された経営計画の達成を担うものとしております。取締役の任期は1年とし、変化の厳しい経営環境に迅速に対応するものとしております。

⑤ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の「倫理規程」をグループ各社へ準用するよう求め、そこで規定されるコンプライアンス委員会や相談・通報制度の対象範囲をグループ企業全体に広げ、業務の適正化が行き渡るようにしております。

また、当社及び関係会社は金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び決算財務報告に係る内部統制並びに業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行っております。なお、財務報告に係る内部統制において、各組織(者)は次の役割を確認しております。

[1] 経営者は、組織のすべての活動において最終的な責任を有しており、本基本方針に基づき内部統制を整備・運用しております。

[2] 取締役会は、経営者の内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実行しているか経営者を監視、監督しております。

[3] 監査役は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を監視、検証しております。
[4] 内部統制監査室は、監査規程に則り、当社及び関係会社における財務報告に係る内部統制の有効性について経営者に代わり独立した立場で客観的に評価し、必要に応じてその改善、是正に関する提言とともに経営者並びに取締役会に報告しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のため監査役スタッフを置く体制を整えております。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとすることで、監査役の指示の実効性を確保しております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の人事（任命・異動・評定）については、監査役の同意を得るものとします。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役に対する監査を行うため取締役会に出席し、その他重要な意思決定や業務執行状況の把握のため、主要な会議や委員会へも出席します。当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告しております。常勤監査役は、稟議書の回覧を受け、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることができます。監査役に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないものとします。
また、監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をしており、内部統制監査室は、監査終了後すみやかに、監査の結果について、代表取締役並びに監査役に内部統制監査報告書を提出します。
なお、監査役及び内部統制監査室は、会計監査人や弁護士など外部の専門家と、情報の交換を行うなど連携を図っております。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理しております。

⑩ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、「倫理規程」の中で、社会の秩序や安全並びに企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や個人・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の取引や関係を遮断し、一切関わらないこととする旨を定め、対応部署において外部専門機関などから情報を収集するとともに、社内研修などを実施し、社員教育に努めております。また、有事の際には、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力からの不当要求を遮断、排除できる体制構築に努めております。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社及び当社子会社は金融商品取引法の定めに従い、毎期内部統制の整備及び運用状況を評価し、その適正性について外部監査人による監査を実施しております。
また、統制レベルを維持、強化する目的から、内部統制監査室による当社及び関連会社の監査を毎期実施しており、必要に応じ、経営者及び取締役会並びに監査役会、内部統制委員会に報告しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

第51期連結計算書類

■連結損益計算書

（単位：百万円）

	第51期 (2014.11.1～2015.10.31)
売上高	133,292
売上原価	91,886
売上総利益	41,405
販売費及び一般管理費	25,134
営業利益	16,270
営業外収益	581
受取利息及び配当金	120
受取賃貸料	65
受取保険金	42
為替差益	96
貸倒引当金戻入額	4
その他	252
営業外費用	688
支払利息	461
手形売却損	18
その他	208
経常利益	16,164
特別利益	519
固定資産売却益	12
補助金収入	12
投資有価証券売却益	307
関係会社株式売却益	68
受取損害賠償金	118
特別損失	416
減損損失	171
固定資産除売却損	157
投資有価証券評価損	87
税金等調整前当期純利益	16,266
法人税、住民税及び事業税	6,318
法人税等調整額	98
少数株主損益調整前当期純利益	9,850
少数株主利益	292
当期純利益	9,557

■連結貸借対照表

【資産の部】（単位：百万円）

	第51期（2015.10.31現在）
流動資産	**83,195**
現金及び預金	35,900
受取手形及び売掛金	37,251
有価証券	350
商品及び製品	672
未成工事支出金	39
原材料及び貯蔵品	272
建設機材	8,214
繰延税金資産	610
その他	584
貸倒引当金	△ 701
固定資産	**119,724**
有形固定資産	**111,436**
レンタル用資産	67,341
建物及び構築物	9,564
機械装置及び運搬具	749
工具、器具及び備品	343
土地	32,354
建設仮勘定	1,083
無形固定資産	**316**
ソフトウェア仮勘定	144
その他	171
投資その他の資産	**7,972**
投資有価証券	6,317
繰延税金資産	285
その他	2,008
貸倒引当金	△ 528
投資損失引当金	△ 110
資産合計	**202,919**

【負債の部】（単位：百万円）

	第51期（2015.10.31現在）
流動負債	**69,534**
支払手形及び買掛金	27,775
短期借入金	13,278
リース債務	1,585
未払金	19,233
未払法人税等	3,711
賞与引当金	856
その他	3,093
固定負債	**61,387**
長期借入金	19,614
リース債務	1,831
長期未払金	39,254
資産除去債務	317
その他	368
負債合計	**130,921**

【純資産の部】

株主資本	**67,597**
資本金	13,652
資本剰余金	14,916
利益剰余金	41,156
自己株式	△ 2,128
その他の包括利益累計額	**1,991**
その他有価証券評価差額金	1,948
繰延ヘッジ損益	△ 0
為替換算調整勘定	43
少数株主持分	**2,409**
純資産合計	**71,998**
負債・純資産合計	**202,919**

第51期連結計算書類

■連結株主資本等変動計算書　第51期(2014.11.1～2015.10.31)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年11月1日残高	13,652	14,916	32,860	△ 56	61,373
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,261		△1,261
当期純利益			9,557		9,557
自己株式の取得				△ 2,072	△ 2,072
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	8,296	△ 2,072	6,223
平成27年10月31日残高	13,652	14,916	41,156	△ 2,128	67,597

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成26年11月1日残高	1,977	－	14	1,992	2,147	65,513
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				－		△ 1,261
当期純利益				－		9,557
自己株式の取得				－		△ 2,072
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△ 29	△ 0	28	△ 0	261	260
連結会計年度中の変動額合計	△ 29	△ 0	28	△ 0	261	6,484
平成27年10月31日残高	1,948	△ 0	43	1,991	2,409	71,998

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年12月16日

株式会社カナモト
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石若　保志　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　板垣　博靖　印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カナモトの平成26年11月1日から平成27年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カナモト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第51期計算書類

■損益計算書

（単位：百万円）

	第51期 (2014.11.1～2015.10.31)
売上高	102,029
売上原価	70,510
売上総利益	31,518
販売費及び一般管理費	17,410
営業利益	14,108
営業外収益	919
受取利息及び配当金	139
受取賃貸料	292
貸倒引当金戻入額	103
その他	384
営業外費用	1,079
支払利息	191
手形売却損	15
貸倒引当金繰入額	706
その他	166
経常利益	13,948
特別利益	532
固定資産売却益	8
投資有価証券売却益	307
関係会社株式売却益	99
受取損害賠償金	118
特別損失	565
固定資産除売却損	144
投資有価証券評価損	87
関係会社株式評価損	228
関係会社貸倒損失	104
税引前当期純利益	13,915
法人税、住民税及び事業税	5,482
法人税等調整額	88
当期純利益	8,344

■貸借対照表

【資産の部】（単位：百万円）

	第51期（2015.10.31現在）
流動資産	**67,084**
現金及び預金	29,250
受取手形	8,274
売掛金	19,522
有価証券	350
商品及び製品	279
未成工事支出金	39
建設機材	8,214
原材料及び貯蔵品	139
前払費用	301
繰延税金資産	472
短期貸付金	242
その他	98
貸倒引当金	△ 101
固定資産	**103,809**
有形固定資産	**92,676**
レンタル用資産	51,165
建物	6,504
構築物	1,577
機械及び装置	666
車輌運搬具	10
工具、器具及び備品	246
土地	31,423
建設仮勘定	1,081
無形固定資産	**224**
ソフトウェア仮勘定	108
その他	115
投資その他の資産	**10,908**
投資有価証券	5,507
関係会社株式	4,221
出資金	12
関係会社長期貸付金	2,267
破産更生債権等	44
長期前払費用	26
保険積立金	32
その他	926
貸倒引当金	△ 1,691
投資損失引当金	△ 438
資産合計	**170,894**

【負債の部】（単位：百万円）

	第51期（2015.10.31現在）
流動負債	**55,213**
支払手形	17,522
買掛金	4,866
短期借入金	10,814
未払金	15,643
未払法人税等	3,347
未払費用	467
賞与引当金	576
設備関係支払手形	605
その他	1,371
固定負債	**49,732**
長期借入金	16,551
長期未払金	32,637
資産除去債務	202
繰延税金負債	341
負債合計	**104,946**

【純資産の部】

株主資本	**64,050**
資本金	**13,652**
資本剰余金	**14,916**
資本準備金	14,773
その他資本剰余金	143
利益剰余金	**37,609**
利益準備金	1,375
その他利益剰余金	36,234
固定資産圧縮積立金	22
別途積立金	26,731
繰越利益剰余金	9,479
自己株式	**△ 2,128**
評価・換算差額等	**1,897**
その他有価証券評価差額金	1,897
純資産合計	**65,948**
負債・純資産合計	**170,894**

第51期計算書類

■株主資本等変動計算書　第51期(2014.11.1～2015.10.31)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成26年11月1日残高	13,652	14,773	143	14,916	1,375	19	19,731	9,399	30,526
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				－				△ 1,261	△ 1,261
当期純利益				－				8,344	8,344
別途積立金の積立				－			7,000	△ 7,000	－
自己株式の取得				－					－
税率変更による積立金の調整額				－		2		△ 2	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				－					－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	2	7,000	80	7,082
平成27年10月31日残高	13,652	14,773	143	14,916	1,375	22	26,731	9,479	37,609

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年11月1日残高	△56	59,039	1,928	1,928	60,968
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,261		－	△ 1,261
当期純利益		8,344		－	8,344
別途積立金の積立		－		－	－
自己株式の取得	△ 2,072	△ 2,072		－	△2,072
税率変更による積立金の調整額		－		－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		－	△ 30	△ 30	△ 30
事業年度中の変動額合計	△ 2,072	5,010	△ 30	△ 30	4,980
平成27年10月31日残高	△ 2,128	64,050	1,897	1,897	65,948

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社カナモト
取締役会　御中

平成27年12月16日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石若　保志　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　板垣　博靖　印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カナモトの平成26年11月1日から平成27年10月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第51期監査報告

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年11月1日から平成27年10月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年12月24日

株式会社カナモト　監査役会
常勤監査役　金本栄中 ㊞
常勤監査役　横田直之 ㊞
社外監査役　橋本昭夫 ㊞
社外監査役　辻　清宏 ㊞
社外監査役　直井　晥 ㊞
社外監査役　曽我浩司 ㊞

（第51期事業報告了）

以上